

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道別海町立上風連小学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校がいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

休み時間や放課後の遊びの中で、「負けた人は〇〇をする」という流れになり、本人が嫌だと感じているにもかかわらず、恥ずかしい行動をさせられる。言いたくない言葉を言わされる。といった行為を、断りにくい雰囲気の中で強いられました。

周囲は「遊び」「ノリ」と受け止めていましたが、本人は断れず、その場では笑ってやり過ごしました。行為は一度きりでしたが、不安や苦痛を感じ、学校生活が楽しくなくなっています。

このような場合、遊びであっても、本人が強い苦痛を感じていればいじめに当たります。行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 相談及び調査等によりいじめの事実が確認された場合は、学校いじめ対策組織を開催して組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組みます。
- いじめを受けた児童生徒及び保護者への心のケア・保護を行い、支援を検討するとともに、いじめを行った児童生徒についても適切な指導と今後の支援について検討し、相互の保護者への助言を継続的に行い再発防止に努めます。

いじめの解消について

- いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、学校いじめ対策組織において協議を行い、いじめの認知の日から3か月をめどに解消に至ったかを判断する。
- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上風連小学校 いじめ防止基本方針 概要

☆すべての児童がいじめの不安や苦痛に悩まされることなく、安全かつ安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止や解消に向け組織的に取り組めます。基本方針については、以下の3点を大切にします。

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 2 「いじめは、どの学校でも絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 3 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

上風連小学校 いじめ対策委員会の 役割や活動

☆いじめ対策委員会は、行内の学校関係者だけでなく、保護者・地域関係者や心理・福祉の専門家などと連携をとりながら、以下の4点を基本施策としてすすめます。

- 1 道徳教育の充実
- 2 早期発見（いじめアンケートや、教職員間の児童交流を実施）
- 3 早期解決（緊急会議による情報共有等、相談体制の整備）
- 4 インターネットによるいじめに対する対策（情報モラル教育の展開）

本校の いじめ防止 プログラムの活動

- ・定期的ないじめアンケート
- ・児童実態交流での共通認識・共通理解
- ・児童との個人面談
- ・縦割り班活動を通じた異学年交流
- ・児童会によるいじめ撲滅PR
- ・学校アンケート

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する事だけでなく、お子さんに関わることでお聞きしたい場合は、学校（学級担任他、相談しやすい教職員）に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の上風連小学校のいじめ対策組織担当は、教頭（中村）です。

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター